

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	23年 7月29日～24年 1月 26日
評価調査者番号	① H17-a013
	② H20-b002
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名)	種別：保育所
代表者氏名： (管理者)	開設年月日 昭和37年 4月 1日
設置主体：浜松市 経営主体：浜松市	定員 60人 (利用人数) 65人
所在地：〒431-0214 浜松市西区舞阪町弁天島3885	
連絡先電話番号： 053-592-0004	FAX番号 053-592-0004
ホームページアドレス	http://www.hamamatsu-pippi.net/education/youtho/hoikuen/maisakadai1.htm

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
一般保育、乳児保育、延長保育、障害児保育、一時預かり、	入園・進級式、親子遠足、たなばた会 プール遊び、防災訓練、運動会、おさんぽ遠足、園外保育、にこにこ発表会 クリスマス会、お正月遊び、豆まき会 お別れ遠足、ひなまつり会、お別れ会・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室4、遊戯室1、 沐浴室、	事務室、給食室、休憩室

職員の配置

職種	人 数	職種	人 数
園長	1	調理員	3
主任	1		
保育士（常勤）	11		
// （非常勤）	1		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・浜名湖に囲まれた豊かな自然の中で、近隣には地域の公民館や老人の家がある恵まれた環境の中で、子どもたちは生き生きと生活しています。
- ・子ども一人ひとりの発達を的確に捉え、個性を大切にした保育を保育方針の第一に掲げ保育の質の向上に努めています。
- ・安全を確保するために各種マニュアルを整備し取組んでいます。特に地域的にも関心のある津波対策については、保育園の屋上が地域住民にも開放する避難場所になっていますが、より高い安全な場所として地元自治会や近隣のマンション管理者等の理解を得て園児の避難場所としてマンション5階を確保するなど万全を期しています。
- ・食育活動を大切にし、園庭横の畑で野菜を育て、収穫し、調理を通して食べる意欲に繋げています。
- ・クッキングやレストランごっこを通して、食事を楽しむ工夫をしています。
- ・事務所は窓や扉を開放し、子どもたちや保護者等が声を掛けやすい雰囲気作りをしています。
- ・地域との関わりを考慮した散歩マップを作成しています。また、異年齢児の交流を心がけ、積極的にお散歩を実施しています。
- ・年長クラスでは、お当番制を設け、役割を持たせるなどの社会的ルールを身につけていくよう配慮しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・職員の質の向上のため研修計画を作成し実施していますが、個別の職員一人ひとりの必要な研修の計画的な実施が求められます。
- ・個人情報保護については規定をもとに適切に実施していますが、サービス実施場面における子供へのプライバシー保護について明確に記述することが求められます。
- ・標準的なマニュアル等は整備され、必要に応じて隨時見直しを行っていますが、定期的に行うことを定めて実施することが求められます。
- ・利用者アンケートでは、合併後の園の取り組みや方法等について、戸惑いを感じている保護者がみられます。保護者の意向を常に把握し、園の意向等については理解・協力してもらうための取り組みや工夫が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

浜松市との合併で職員や保育内容が変わり、「今までこうだった…」という考え方でなかなか新しいことが受け入れてもらえませんでした。その中の第三者評価を受審ということで、今までに保育等を見直すよい機会となりました。職員で保育内容等、意思統一するために職員会議を行い、話し合い大変有意義な機会を持つことが出来ました。また保護者の意見や気持ちを受け止め、参考にさせてもらい、子どもたちにとって保護者にとってよりよいサービスが提供できるよう検討していきたいと思います。今回

ご指導いただいたところは今後の課題として子どもたち一人一人が心身ともに健やかに成長できるよう、地域の皆様に愛される保育園になるよう、職員の資質向上のため、さらに保育内容の充実のために改善に努めていきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	* 基本理念や基本方針が明文化され、玄関や各保育室等に掲示し職員会議や研修等で周知され確認し合っている。 * 保護者にはパンフレット等に記載し懇談会等で周知するとともに、子どもや保護者、地域住民が出入りする通用門に見やすいように掲示板を設置し掲示するなど工夫をしている。
2 計画の策定	* 職員会議を経て合併前、合併後、今後の見通しを整理し中長期計画が作成されている。 * またその計画に基づき、保育内容、特別保育、地域との連携、施設整備に大別し細部の取り組みについて示した中長期事業計画を策定している。
3 管理者の責任とリーダーシップ	* 基本方針に掲げた保育所の使命、役割をもとに、子ども一人ひとりの発達を捉え個性を大切にした保育を行うことを第一に掲げ、子ども主体の保育を考慮した勤務体制を実施し保育環境を整えるなど、サービスの質の向上に向け職員会議等を通じてリーダーシップを発揮し積極的に取り組んでいる。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	* 福祉や子育てに関する情報は行政や各種会議研修及び地域の民生委員や自治会から把握に努めている。 * 一時預かりの希望が多いことから時差勤務を実施するなど把握した状況に応じた対応が行われている。 * 外部による評価、監査は実施されていない。
2 人材の確保・養成	* 職務分担や業務分担等が作られ、職員の役割や責任が明確に示されている。 * 研修計画が策定され、積極的に研修会等に参加し、その結果を職員間で共通理解するよう職員会議等で報告し研鑽に努めているが、職員一人ひとりについての研修歴や必要とする研修に基づく個別の職員に対する研修計画としては十分とはいえない。
3 安全管理	* 安全を確保するため事故防止、感染防止、危機管理等の各種マニュアルが策定されており、職員会議等で周知確認が行われている。 * 特に、津波対策のマニュアルを作成し訓練を実施

	しているが、地理的条件を考慮して自治会やマンション管理者の理解を得てマンション5階を避難場所として確保するなど対策の充実に努めている。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> *小学校との交流活動や地域の老人を招待したり、老人施設訪問、中学生の園での体験学習など地域との交流を積極的に図っている。 *市の方針で子育て支援センターは廃止されたが、親子ひろばとして継続し地域の子育て中の親子に園を解放するとともに子育てに関する相談等を積極的に取組んでいる。
評価対象Ⅲ	
1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> *子どもや保護者を尊重し、一人ひとりの子供の個性を大切にした保育を心掛け、より良いサービス提供に努めている。 *個人情報保護については規定等に基づき適切に対応しているが、個々のサービス場面でのプライバシー保護に関する点は十分ではない。 *クラス毎に時間差で懇談会を設け、出来る限り保護者が参加しやすい工夫をしている。 *保育参加や個人面談等で意見を述べやすい体制を作り、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 *食育活動が盛んで、子どもたちが育てた野菜を収穫したり、クッキングやレストランごっこを行い、食への関心を高める工夫をしている。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> *外国人の受け入れがあり、保護者との連絡に工夫をするなど、個別に対応する配慮をしている。 *保育サービス等について自己評価を行っているが園全体として分析検討、取り組む課題の明確化、改善計画の立案等の体制整備が十分ではない。 *絵本等の読み聞かせや貸出しを積極的に取り組み豊かな表現力を育てている。 *長時間保育や未満児のクラスには畳等を設置し、くつろげる配慮をしている。 *異年齢児交流が日常的に行われ、人間関係が育つような配慮がみられる。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> *転園・転入においては、それぞれの保育園等と連携し、転入後の様子を知らせるなど、サービスの継続性に努めている。 *親子ひろば（自由開放）、園庭開放により施設見学を随時受け入れている。 *市の子育て情報サイトを通した情報提供は行われているが、園独自の積極的な取り組みはあまり見られない。

4 サービス実施 計画の策定	*子どもや保護者の情報は担当者のほか、会議等で園長や主任に伝わるシステムができている。 *未満児については、園児一人ひとりに対する指導計画が策定されているが、その他の園児については、十分ではない。
-------------------	---

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を見つける取組を行なっている。	A
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	B
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
	② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 子どもの安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
	⑤ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
	⑥ 発生した事故を把握している。	A
	⑦ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	A
	⑧ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
	⑨ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A

	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。 ③ 施設が有する機能を地域に還元している。 ④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A A B
II-4-(2)	関係機関との連携が確保されている。	
	① 必要な社会資源を明確にしている。 ② 関係機関等との連携が適切に行われている。 ③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。 ④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A A A A
II-4-(3)	地域の福祉向上のための取組を行っている。	
	① 地域の福祉ニーズを把握している。 ② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。 ② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。 ③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。 ④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行なっている。 ⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A A A A B
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。 ② 利用者満足の向上に向けた取組を行っている。 ③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。 ④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。 ⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。 ⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。 ⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A B A A A A A
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。 ② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A A

③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共に理解を得るために機会を設けている。	A

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。		A
② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。		A
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。		B
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。		B
② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。		B
III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。		A
② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。		A
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。		A
② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。		A
③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。		A
④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。		A
⑤ 身近な自然や社会とかかわるような取組がなされている。		A
⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。		B
⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。		A
⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。		A
III-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。		A

III-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
III-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
III-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A

	⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	⑦ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
	⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
	⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	A